

## 石岡市土採取事業規制条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、石岡市土採取事業規制条例（平成21年石岡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (適用除外)

第2条 条例第3条第1号の規定による公共的団体とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10号第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、災害の防止等に関し、地方公共団体と同等以上の能力があると市長が認めるもの

### (許可申請等)

第3条 条例第5条第2項に規定する申請書は、土採取事業許可申請書（様式第1号）とする。

### (許可申請の添付書類)

第4条 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、事業区域の面積が1,000平方メートル以下又は採取する土の量が1,000立方メートル以下の土採取事業であって、市長が認める場合には、第9号及び第13号の提出を省くことが

できる。

- (1) 土の採取場（以下「採取場」という。）の位置を示した縮尺50,000分の1以上の位置図
- (2) 採取場及び周辺の状況を示した縮尺1,000分の1以上の見取図
- (3) 採取場から国道，県道又は市道（法定外道路を含む。）までの間の通路の平面図
- (4) 採取場から搬入先までの土搬出経路図
- (5) 採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の実測平面図
- (6) 採取場の土地の実測縦断面図に当該土地の採取後の計画地盤面を記載したもの
- (7) 採取場の土地登記事項証明書
- (8) 採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (9) 採取場の隣接土地の権利者の同意書（様式第2号）
- (10) 誓約書（様式第3号）
- (11) 事業主が土採取事業の施行に係る工事請負等の契約をした場合は，当該契約書の写し（印鑑登録されている印を押印すること。）
- (12) 土採取に係る土地の面積及び土量の計算書
- (13) 採取場の地質調査報告書
- (14) 施行に当たって道路及び水路を占有する場合は，当該許可書の写し
- (15) 道路使用承諾書（公衆用道路の場合）
- (16) 埋蔵文化財の所在の有無に関する回答の写し又は県担当課の回答の写し
- (17) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類  
（許可等）

第5条 市長は，前条の規定による申請に対し，内容を審査し，土採取事業許可書（様式第4号）又は土採取事業不許可決定通知書（様式第5号）を事業主に交付する。

（変更許可申請等）

第6条 条例第7条第1項の規定による許可申請は，土採取事業変更許可申請書（様式第6号）に，第4条に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて，提出するものとする。

2 市長は，前項の規定による申請に基づき土採取事業の変更を許可したときは，土採取事業変更許可書（様式第7号）を事業主に交付する。

（開始届）

第7条 条例第9条の規定による届出は、土採取事業開始届（様式第8号）により行うものとする。

（標識）

第8条 条例第10条の規定による事業区域に設置する標識は、事業表示板（様式第9号）により行うものとする。

（施行基準）

第9条 条例第11条の規定する施行基準は、別表に掲げるものとする。

（停止命令）

第10条 条例第12条の規定による停止命令は、事業停止命令書（様式第10号）により行うものとする。

（原状回復）

第11条 条例第12条の規定による原状回復命令は、原状回復命令書（様式第11号）により行うものとする。

（改善勧告）

第12条 条例第13条の規定による改善勧告は、改善勧告書（様式第12号）により行うものとする。

（改善命令）

第13条 条例第14条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第13号）によりそれぞれ行うものとする。

（許可の取消し）

第14条 条例第16条の規定による許可の取消しは、土採取事業許可取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

（完了届）

第15条 条例第17条第1項の規定による届出は、土採取事業完了届出書（様式第15号）により行うものとする。

（検査済証）

第16条 条例第17条第2項の規定による検査済証の交付は、検査済証（様式第16号）により行うものとする。

（廃止届等）

第17条 条例第18条の規定による廃止又は停止の届出は、土採取事業廃止（停止）届出書

(様式第17号)により行うものとする。

(採取跡地に係る措置命令)

第18条 条例第19条の規定による命令は、採取跡地に係る措置命令書(様式第18号)により行うものとする。

(承継)

第19条 条例第20条第2項の規定による土採取事業者の地位の承継の届出は、土採取事業承継届出書(様式第19号)により行うものとする。

(立入調査)

第20条 市長は、採取期間が1年を超える土採取事業については、条例第22条第1項による立入調査を年度ごとに実施することとする。

(身分証明書)

第21条 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第20号)とする。

(公表の方法)

第22条 条例第23条に規定する公表は、市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

施行基準

区 分		施 行 基 準														
1 掘削	(1) 採取方法	<p>ア 採取方法は、階段式工法、傾斜式工法又は平面式工法で行うものとし、それ以外の工法による掘削は認めない。</p> <p>イ 隣接地との保安距離は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ確保すること。</p> <p>(ア) 国道、県道及び市道（法定外道路を含む。以下「公道」という。）並びに鉄塔、擁壁等の工作物の敷地がある場合 5メートル以上</p> <p>(イ) 隣接地に建築物がある場合 当該建築物の外壁面から10メートル以上</p> <p>(ウ) その他の場合 2メートル以上</p>														
	(2) 最終方法	<p>ア 最終のり面は、極力階段を設けること。</p> <p>イ 階段を設ける場合は、切土高さ5メートル以下で、階段幅は2メートル以上とする。</p>														
	(3) 深さ	<p>掘削の深さは、原則として2メートル以下とする。ただし、採取場の周辺30メートルの土地に2メートルを超える低い部分がある場合は、それより低くしないものとする。</p>														
	(4) 切土の標準こう配	<p>土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。</p> <table border="1" data-bbox="721 1368 1374 1879"> <thead> <tr> <th>土 質</th> <th>切土高 5 m 以上の場合</th> <th>切土高 5 m 以下の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟石（風化の著しいものを除く。）</td> <td>60度</td> <td>70度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しいもの</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利，真砂土，粘土，その他これらに類するもの</td> <td>30度</td> <td>40度</td> </tr> </tbody> </table>			土 質	切土高 5 m 以上の場合	切土高 5 m 以下の場合	軟石（風化の著しいものを除く。）	60度	70度	風化の著しいもの	40度	50度	砂利，真砂土，粘土，その他これらに類するもの	30度	40度
	土 質	切土高 5 m 以上の場合	切土高 5 m 以下の場合													
軟石（風化の著しいものを除く。）	60度	70度														
風化の著しいもの	40度	50度														
砂利，真砂土，粘土，その他これらに類するもの	30度	40度														
(5) その他	<p>埋蔵文化財については、担当課の指示に従い、適切に対処すること。</p>															

2 災害防止	(1) 崩壊防止対策	<p>ア 地山の亀裂，陥没等の異常の有無及び含水，ゆう水の状態を絶えず監視するとともに，計画的採取に努めること。</p> <p>イ 1日の作業終了時に，落石，倒木のおそれのある浮石や立木がある場合は，その日のうちに除却すること。</p> <p>ウ 気象状態に絶えず留意し，気象状態の悪化が予想される場合は，作業の中止，危険箇所の保全処置等適切な措置を講ずること。</p>
	(2) 土砂流出対策	<p>採取中，集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう，土俵積，土盛堤，柵等の仮設工事を行い，完了後も土砂流出のおそれがある場合は，擁壁，堰堤その他これに代わり得る施設を築造し，土砂の流出に対処すること。</p>
	(3) 排水施設	<p>ア 採取中，表水面によってのり面が洗掘され，又は崩落するおそれがある場合は，のり肩に接する地山にのり肩に沿って素掘側溝，コンクリートラフ等による排水溝を設置し，地山からの流出がのり面に流れ込まないように処置すること。また，完了後は，のり肩線又は小段に集排水施設を設け，縦排水溝，斜排水溝及びその接合点には，集排水ます等も考慮して円滑に排水すること。</p> <p>イ ゆう水によってのり面は洗掘され，又は崩落するおそれのある場合は，水抜きのための水平孔，盲渠等を設置してゆう水の排除措置を講ずること。</p>
	(4) 採取跡地の保全，利用	<p>ア 採取行為を完了し，又は廃止若しくは停止したときは，跡地の崩落を防止するため，のり面には保護工を施行すること。</p> <p>イ 採取跡地の利用計画は，周辺の環境と調和するよう配慮すること。</p> <p>ウ 採取しようとする土地が農地である場合は，農地に復元すること。</p>
3 公害保安対策	(1) 立入禁止柵	<p>事業区域は，一般の立入りを禁じ，周囲の堅固かつ外部から事業区域内が確認できる構造物で囲い，出入口には扉を設け標識を付けること。</p>

	(2) 騒音対策	始業，終業の時間帯は，それぞれ午前8時30分から日没までとし，早朝，夜間，日曜日，祝日及び年末年始においては作業を行わないこと。また，作業中の騒音対策は万全を期すこと。
	(3) 粉じん対策	事業区域からの粉じん，運搬路から生じるほこり等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水，防じん剤散布等適切な措置をとること。
	(4) 交通対策	ア 運搬車の公道への出入口等必要な箇所には，交通整理員を配置し，安全上の配慮をすること。 イ 積込場所において規定積載量を超えないように留意するとともに，車両には必ず全面シートを装置し，路面を汚損したときは速やかに清掃すること。
4 緑地の保護緑化対策		ア 樹林のうち，景観その他の見地から重要と思われるものについては，極力その部分又は一部の保存を図ること。 イ 採取跡地ののり面については，原則として緑化することとし，周辺の状況及び掘削前の状態を考慮して，植樹，植草等を次のとおり行うこと。 (ア) 採取に当たり，山林の一部を伐採し付近の景観を悪化させた場合は，植樹及び植草を併用して行い，緑地の復元を図るものとする。 (イ) 前記以外の場合は，植草及び種子吹き付けを行うものとする。

土採取事業許可申請書

石 岡 市 長 あて

事業主

住所

氏名

印

（法人にあつては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

石岡市土採取事業規制条例第5条第1項の規定により，次のとおり申請します。

事業計画

1 事業区域

所在地	地番	地目		面積（㎡）	土地を利用する権利の種類	土地所有者の住所及び氏名
		現況	登記簿			
計						

2 土採取事業の目的

3 採取する区域の面積・土の量及び採取期間

(1) 区域の面積            ㎡

(2) 採取する土の量    総採取量                    ㎡

(3) 採取期間                    年 月 日から                    年 月 日まで



(4) 作業時間 午前 時から午後 時（日没）まで

4 土採取事業の方法及び土採取事業のための施設に関する事項

(1) 掘削の手段

(2) 掘削する高さ又は深さ 最大 m

(3) 隣接地との距離 m

(4) 土採取事業に従事する者の数 人

(5) 土採取事業のための設備

採取（積込を含む。）のための機械						
機械名称	型式	公称能力	採取能力 ( $\text{m}^3/\text{時間}$ )	台数	1日平均 稼働時間	1月平均 稼働時間

(6) その他の施設

5 土採取事業に伴う土砂の崩落等防止及び環境保全の方法及び施設に関する事項

土採取標識の設置場所	
囲い柵の設置及びその方法	
土砂等の流出の防止のための方法及び施設	
排水の処理のための方法及び施設	
粉じんの発生の防止の方法	
騒音の発生防止の方法	

6 土採取事業に係る採取跡地の整備に関する事項

(1) 採取跡地の土砂等の崩壊の防止方法

土の採取後の掘削面	掘削面の高さ又は深さ								
	掘削面の勾配								
	掘削面に設ける小段の幅								
のり面保護の方法	緑	植	草						
		種	ま	き					
		種	子	吹	き	付	け		
	化	植	樹	種	及	び	樹	齢	
			場	所	及	び	箇	所	
		樹	本	数	及	び	面	積	
そ		の		他					

(2) 採取場跡地の処理方法

方	法	
処	理	計
画	の	概
		要

7 採取した土の搬出先の状況に関する事項

主たる土の搬出先の地名 地番	
主たる土の搬出先の状況	
搬出した土の処理方法	有 ・ 無
盛土条例の有無	
盛土条例の許可状況	
担 当 部 課 名	

8 採取した土の搬出に関する事項

(1) 土の搬出方法

方	法	
能	力	
1日当たりの搬出量		
1日当たりの搬出台数	延べ	台
搬出時間	時から	時まで
交通監視員の数		人
運搬車出入口標識		
土砂の飛散防止の方法		

(2) 搬出先までの搬出経路

距離及び幅員	
種類	
重量制限の有無	有・無
舗装の有無	有・無
通行人に与える影響に対する配慮	

9 土採取事業の施行業者及び現場責任者の住所、氏名、連絡先

施行業者（請負人）	
現場責任者	

様式第2号（第4条関係）

採取場の隣接土地の権利者の同意書

事業主 \_\_\_\_\_ の施行する土採取事業については、異議がないので同意します。

1 土地の利権関係者

所在地	地目	権利	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

2 工作物の権利関係者

所在地	地目	権利	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

3 隣接地の利権関係者

所在地	地目	権利	同意年月日	同意者の住所氏名	印	備考

備考

- 1 共有の場合はその旨を、また同意の条件内容などを備考欄に記入すること。
- 2 権利の種別は、使用权、賃借権などを記入すること

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

誓約書

石 岡 市 長 あて

事業主  
住所  
氏名 印  
工事施行者  
住所  
氏名 印

（法人にあつては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

私は，石岡市土採取事業規制条例を遵守して事業を遂行することを誓い，条例に違反した場合は，市長の指示に服することを誓約します。

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

土採取事業許可書

事業主 様

石岡市長 印

年 月 日付けで申請のあった土採取事業については、下記のとおり許可します。

土採取事業の概要	土採取事業区域に含まれる地域の名称	
	土採取事業区域の面積	
	採取する量	
	事業開始予定年月日	
	事業完了予定年月日	
許可年月日		
許可番号		
許可に付した条件		

第 号  
年 月 日

土採取事業不許可決定通知書

事業主 様

年 月 日付けで申請のあった土採取事業については、次の理由により  
許可しません。

年 月 日

石岡市長 印

（理由）

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石岡市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表する者は、石岡市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

土採取事業変更許可申請書

石 岡 市 長 あて

事業主

住所

氏名

印

（法人にあつては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

石岡市土採取事業規制条例第7条第1項の規定により，土採取事業の変更の許可を申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 内 容	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
	受 付 印



土採取事業変更許可書

事業主 様

石岡市長 印

年 月 日付けで事業計画変更申請のあった土採取事業については、次のとおり許可する。

土採取事業の概要	土採取事業区域に含まれる地域の名称	
	土採取事業区域の面積	
	採取する量	
	事業開始予定年月日	
	事業完了予定年月日	
変更内容		
変更許可年月日		
変更許可番号		
変更許可に付した条件		

年 月 日

土採取事業開始届

石 岡 市 長 あて

事業主

住所

氏名

印

（法人にあつては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

土採取事業を開始するので，石岡市土採取事業規制条例第9条の規定により，次のとおり届け出ます。

土採取事業許可年月日		
許 可 番 号		
土採取事業区域に含まれる地域の名 称		
事 業 開 始 年 月 日		
事 業 完 了 予 定 年 月 日		
施 行 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
現場管理者	氏 名	
	連 絡 先	

添付書類 1 事業開始前の現場写真  
2 事業表示板の設置写真

受付印

様式第9号（第8条関係）

事業表示板

石岡市土採取事業規制条例による事業表示板						
事業主氏名及び住所並びに連絡先						
工事施行者氏名及び住所並びに連絡先						
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年	月	日	第	号	
事 業 期 間	年	月	日から			
	年	月	日まで			
事 業 区 域 面 積						平方メートル
採 取 量						立方メートル
現 場 責 任 者 の 氏 名						

(縦70cm以上×横1 m以上)

第 号  
年 月 日

事業停止命令書

事業主 様

石岡市長 印

あなたが石岡市 番地で行っている事業は、石岡市  
土採取事業規制条例第 条第 号に違反しているので、同条例第12条の規定により、  
事業の停止を命じます。

（停止の理由）

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石岡市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表する者は、石岡市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

原状回復命令書

事業主 様

石岡市長 印

あなたが石岡市 番地で行っている事業は、石岡市  
土採取事業規制条例第 条第 号に違反しているので、同条例第12条の規定により、  
年 月 日までに原状回復を命じます。

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石岡市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表する者は、石岡市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

改善勧告書

事業主 様

石岡市長 印

あなたが石岡市 番地で行っている事業は、石岡市  
土採取事業規制条例第 条第 号及び同条例第11条に違反しているので、同条例第13  
条の規定により、速やかに改善するよう勧告します。

なお、 年 月 日までにその措置を完了すること。

（改善箇所）

（改善方法）

第 号  
年 月 日

改善命令書

事業主

様

石岡市長

印

あなたが石岡市 番地で行っている事業は、石岡市  
土採取事業規制条例第 条第 号及び同条例第11条に違反しているので、同条例第14  
条の規定により、次のように改善することを命じます。

(改善箇所)

(改善方法)

(改善期間) 年 月 日まで

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石岡市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表する者は、石岡市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

土採取事業許可取消通知書

事業主 様

石岡市長 印

年 月 日付け 第 号で行った許可を、石岡市土採取事業規制条例第16条の規定により、許可を取り消したので通知します。

（理由）

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石岡市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表する者は、石岡市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



年 月 日

土採取事業完了届出書

石 岡 市 長 あて

事業主

住所

氏名

印

（法人にあつては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

石岡市土採取事業規制条例第17条第1項の規定により，土採取事業（許可番号  
年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 事業を完了した区域の名称
- 3 添付書類 事業完了後の現場写真

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日 第 号
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
	受付印

備考

- 1 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第16号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

検査済証

石岡市長 印

下記の土採取事業は 年 月 日検査の結果石岡市土採取事業規制条例第5条第1項（第7条第1項）の規定により許可を受けた事業計画に適合していることを認める。

記

- 1 許可番号
- 2 事業区域
- 3 事業主の住所氏名

年 月 日

土採取事業廃止（停止）届出書

石 岡 市 長 あて

事業主

住所

氏名

印

（法人にあつては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

石岡市土採取事業規制条例第18条の規定により，土採取事業を下記のとおり廃止（停止）しますので届け出ます。

記

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
土 採 取 事 業 施 行 区 域	
廃 止 （ 停 止 ） 年 月 日	年 月 日
廃 止 （ 停 止 ） す る 理 由	
廃 止 （ 停 止 ） 後 の 防 災 対 策 等	
※添付書類 廃止（停止）時の現場写真	受付印

備考

- 1 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

年 月 日

採取跡地に係る措置命令書

様

石岡市長

印

石岡市土採取事業規制条例第19条の規定により，当該土採取事業を事業計画に適合させるため（災害を防止するため），必要な措置を講ずるよう命じます。

事業区域の所在地	
代表者の氏名及び住所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
検査済証交付日	年 月 日
採取後の措置命令事項	
採取後の措置命令理由	
措置を講じなければならぬ期限	年 月 日

様式第19号（第19条関係）

年 月 日

土採取事業承継届出書

石 岡 市 長 あて

住所

氏名

印

（法人にあつては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

石岡市土採取事業規制条例第20条第2項の規定により，次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 被承継者

(1) 住所又は主たる事務所の所在地

(2) 氏名・名称又は代表者の氏名

3 承継の原因

4 承継年月日 年 月 日

様式第20号（第21条関係）

（表）

身分証明書		第	号	
所属				
職名				
氏名				
		年	月	日生
上記の者は、石岡市土採取事業規制条例第22条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。				
		年	月	日
		石岡市長		印

（縦5.5cm×横9.0cm）

（裏）

<p>1 この証明書は、表記の権限を行使する際に必ず携帯し、関係人の請求があったときはいつでも提示すること。</p> <p>2 この証明書の有効期間は、発行の日から1年以内とする。</p>
--

（縦5.5cm×横9.0cm）